

公告第5号

松野町総合行政システム等更新業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和2年3月23日

松野町長 坂本 浩



1 業務概要

- (1) 業務名称 松野町総合行政システム等更新業務
- (2) 業務内容
 - ア 業務システム構築及びサービス利用
 - ① 住民情報システム
 - ② 統合内部情報システム
 - イ 庁内インフラ構築及び運用
 - ① 庁内ネットワーク構築及び運用
 - ② 基盤構築及び運用
- (3) 履行期間
 - ア 要件定義作業
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
 - イ サービス利用期間
令和4年2月1日から120か月間
※契約期間については、この限りでない。
- (4) 委託上限額 13,170,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※上記金額は、要件定義における業務委託契約のみであり、サービス利用料の上限金額については、非公開とする。
※サービス利用料の上限額を超える提案を行った場合は、総合評価における価格点を得ることができないものとする。

2 参加者資格

- 本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成31年度・令和2年度松野町入札参加有資格業者名簿に情報関連サービス業務で登録されていること。
 - (3) 松野町暴力団排除条例（平成23年松野町条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税、地方税の滞納がないこと。
- (7) 愛媛県内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (8) 四国内において類似システム（ASP利用型・単独利用含む）導入・運用実績を複数有し、本業務に関する十分な実績・能力を有すること。
- (9) 導入中・導入後においても、適切かつ迅速な対応が行えること。
- (10) 四国内において自社若しくは共同企業体（以下「JV」という。）の会社所有でLGWAN-ASPのファシリティサービスに登録されているデータセンターを有していること。
- (11) 帳票印刷アウトソーシング事業を市町村に対して提供している実績を有していること。
- (12) 10年単位での利用を想定しているため、「松野町総合行政システム等更新業務業務範囲一覧」（別紙3）のうち、大分類の単位で業務の40%以上の作業を外部委託する場合は、提案者と作業実施業者とのJV等にて提案することとし、提案業者・作業実施業者の両方でサービス維持（継続）を確保すること。
- (13) 上記、提案者資格条件及び仕様内容に準拠できることを証明するため、「提案誓約書」及び「共同企業体届出書」を提出すること。

3 プロポーザル参加に係る実施要領等の配布

(1) 実施要領の配布

松野町ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても、参加者1者につき各1部を配布することができる。

(2) 仕様書等の配布

- | | | |
|---|------|---|
| ア | 配布条件 | 提案誓約書を提出した者に限る。 |
| イ | 配布方法 | 後記4に記載している場所にて直接配布する。 |
| ウ | 配布費用 | 無料 |
| エ | 配布資料 | 次に掲げる資料を紙媒体1部と電子媒体（CD-R）1枚で配布する。 <ul style="list-style-type: none">・仕様書・デモンストレーション及びプレゼンテーション実施要領・別紙資料1～5・様式第1～20号 |

(3) 配布期間

令和2年3月23日（月）14時から令和2年3月27日（金）正午までとする。

4 事務局（担当部署）

松野町役場 総務課

〒798-2192

愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343番地

TEL：0895-42-1111（内線219）

FAX：0895-42-1119

E-mail：m-soumu@town.matsuno.ehime.jp

5 応募手続

(1) 参加表明書等の提出

- ア 提出期限 令和2年3月30日（月）正午
- イ 提出部数 1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに事務局必着）
- エ 提出先 前記4の事務局

(2) 調査書等の提出

- ア 提出期限 令和2年4月15日（水）午後5時
- イ 提出部数 1部（紙媒体及び電子媒体）
- ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに事務局必着）
- エ 提出先 前記4の事務局

6 審査及び評価

(1) デモンストレーション

デモンストレーション（以下「デモ」という。）による個別システムの検証を行うものとする。

ア デモによる個別システム検証

デモ実施の詳細については、仕様書等の配布時における提案誓約書の提出者に対して配布する本業務デモ及びプレゼンテーション実施要領に記載する。

イ デモにて検証を行うシステムは、本業務仕様書及び機能要件回答書（様式第9号）に記載している機能を有するシステムであることを前提とするが、デモ実施時点で当該機能が実装されていない場合は、対象業務についてのデモを実施しない。

(2) プレゼンテーション

提案者は、本業務デモ及びプレゼンテーション実施要領に記載している内容に沿ったプレゼンテーションを実施すること。

(3) 審査方法

プロポーザルに関する提案を審査するために審査会を設置し、審査会において各種書類の回答内容やプレゼンテーション等の審査を実施する。その結果を踏まえ、当町が求める住民サービスの向上への対応、事務負担の軽減、高品質なシス

テムの継続利用、法制度改正対応、業務継続性の確保、サポート体制、将来性、提案者及び提案システムの自治体クラウドへの取組や実績並びに当町職員の働き方改革を実現することが可能な先進技術の構築能力や信頼性、提案活動の積極性等を総合的に判断し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

(4) 結果通知

審査結果については、参加表明者に書面にて通知する。

(5) その他

審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けられないものとする。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 参加表明書提出後、参加資格を満たさない者であることが判明した場合
- (2) 本件が求める必須要件を一つでも満たさない場合
- (3) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 審査結果に影響を与える工作など不正行為が行われた場合
- (7) 本要領に違反又は逸脱した場合

8 契約の締結

審査結果により交渉権第1位に選定された受託候補者と企画提案書等の内容をもとに業務委託契約の締結交渉を行い、受託候補者と松野町が合意したときに契約を締結する。

合意しないとき又は受託候補者が辞退した場合は、次順位の者と同様の手続を行う。

選定された企画提案書の内容等により、仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合がある。

9 その他

- (1) 調査書等の作成、提出及びデモ等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) その他詳細については、「松野町総合行政システム等更新業務公募型プロポーザル実施要領」等を参照すること。